

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	総事業費 (百万円)	公・単	完成 予定 年度	重要施策との関連性 (他事業との関連含む)	新規評価に至った経緯
					市町名	旧市町 名	町・大字 等		位置 づけ	必要 性・ 効果	実 施 環 境						
1	中山間総合	生活関連 産業活性化	中山間地域総合 整備事業	伊万里東部地区	伊万里市		南波多町 松浦町 大川町 黒川町	農業用排水路 L=9,615m、農道 L=225m、集落道 L=2,188m、集落排水 路L=377m、 防火水槽N=2箇所	A	A	A	I	834	公	H32	佐賀県「食」と「農」の振興計画2015に掲げる『生産基盤の整備と維持保全』『快適で安全・安心な農村づくり』に対する取り組み	事業実施に関して地元の要望が強く、受益者の同意や事業計画が策定されたことにより新規評価を行った。
2	ため池	生活関連 産業活性化	ため池等整備事業	清水地区	伊万里市		大川町	堤体工 L=139m	A	A	A	I	102	公	H32	「平成27年度佐賀県水防計画書」に水防警戒を要するため池として位置付けられている	緊急性がある事業と認められる。
3	ため池	生活関連 産業活性化	ため池等整備事業	坊ヶ谷地区	白石町	有明町	深浦	堤体工 L=74m	A	A	A	I	85	公	H32	「平成27年度佐賀県水防計画書」に水防警戒を要するため池として位置付けられている	緊急性がある事業と認められる。
4	ため池	生活関連・ 産業活性化	農業用河川工作 物応急対策事業	柳瀬地区	嬉野市	塩田町	馬場下甲	頭首工改修 一式	A	A	A	I	328	公	H30		緊急性がある事業と認められる。
5	ため池	生活関連・ 産業活性化	農業用河川工作 物応急対策事業	落合地区	唐津市		鏡	頭首工改修 一式	A	A	A	I	263	公	H30		緊急性がある事業と認められる。

公共事業新規評価調書（整備系）

本部名	県土づくり本部	記入	農山漁村課	課長	山口 武彦
部名		責任者	伊万里農林事務所	所長	泉 秀樹

事業区分	生活関連 産業活性化	事業名	中山間地域総合整備事業	地区名等	伊万里東部	総事業費	833.7 百万円
事業地				着工予定年度	完成予定年度		
伊万里市 大川町、松浦町、南波多町、黒川町				平成28年度	平成32年度		
事業目的				事業内容			
伊万里東部地区は、農業者の減少や高齢化等のため、耕作放棄地が増加しているなか、生産基盤においては、農業用排水路の老朽化によって農業用水の確保などの営農活動に支障を来している。また、生活環境基盤においては、集落内の道路が狭小であり、緊急車両の乗り入れや車両のすれ違い等に支障を来すなど、居住環境の向上が必要となっている。 このため、本事業は、農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備を総合的に実施することで、地域農業の発展と、農村の活性化を図るものである。				農業生産基盤整備 農業用排水 L=9,615m、農道 L= 225m 農村生活環境基盤整備 農業集落道 L=2,188m、農業集落排水 L=377m、 集落防災安全 N=2 箇所			
評価の視点	評価内容					評価	
(1) 位置づけ	県土づくり本部基本方針（4. 豊かさ好循環の産業さがー(2)農業一さが農村の魅力アップ）に位置付けている。(10/10) (農業振興地域整備計画等) ・伊万里市が定める農業振興地域整備計画、及び伊万里市の農村振興基本計画に事業内容が位置づけられている。(10/10) (農業生産性の向上) ・農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により、施設の維持管理に要する労力等が軽減され、農業生産性が向上する。(40/40) (定住条件の向上) ○利便性・安全性の向上 ・集落道の整備により、離合可能な幅員を確保することにより、公民館や運動広場までの時間距離の短縮、通学路の安全性の確保が見込まれる。(15/15) ○快適性の向上 ・集落道の拡幅改良等による走行性が改善されることで、農村の居住環境の向上が見込まれる。(15/15) (都市と農村の交流促進) ○伝統文化等の活用 ・本地域では、府招浮立やしめ縄きりなどの伝統行事や、成富兵庫由来の農業土木遺跡の保全に取り組みされているが、本事業により直接の交流促進にまでは結びつかない。(0/5) ○都市への情報発信 ・既設の「道の駅」や農産物直売所にて、農家民宿や農作業体験、林業体験等の情報を都市からの来訪者に対し発信している。(5/5)					A (95)	

<p>(2) 必要性・効果</p>	<p>(明確な必要性)</p> <p>○事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に圃場整備事業等で整備された農業用排水路が老朽化し、漏水等が著しく農業水の確保が不安定であることから、本事業により安定的な農業水の確保を図る。 ・集落内道路は狭小で、集落排水路や、初期消火に必要な防火水槽が未整備であり、生活環境基盤の整備が立ち遅れている。 ・生産基盤や生活基盤の整備を実施し安定的な農業経営が可能となることで、就業機会の確保を図ることや、既設の「道の駅」や農産物直売所にて農家民宿や農作業体験、林業体験、農業土木遺産等の情報を発信し、都市住民との交流を図るなど、地域活性化の基本方向が明確である。(10/10) <p>○高齢化、後継者不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近年(H2→H27)の25年間で人口減少率が26%(19%以上)である。(5/5) <p>○日常生活上の不安・不便</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落内道路は狭小で、集落排水路や、初期消火に必要な防火水槽が未整備であることから、災害時の安全性や交通安全上に問題があり、車両等の通行の利便性や快適性に乏しい。(5/5) <p>○耕作放棄地の発生・増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本地域の農家数は、平成15年と比較して2.8%減少、平成5年と比較して29.2%減少しており、このままでは5～10年後は耕作放棄地の発生が増大すると予測される。(5/5) <p>○施設の機能低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和42年～61年に整備された農業用排水路や農道等は、耐用年数(コンクリート二次製品30年、農道10～15年)を経過しており、施設の機能が低下している。(5/5) <p>(安全対策等の緊急性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等の対応ではない。(0/10) <p>(他の公共事業との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業と連携する計画ではない。(0/10) <p>(費用対効果(B/C))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の総費用総便益比は、2.88(1.00以上)である。(50/50) 	<p>A (80)</p>
<p>(3) 実施環境</p>	<p>(住民参加による計画づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画の策定に際し、集落住民へのアンケートを実施し、集落懇談会等を開催することで、地域住民が計画策定に関与する取組を行っている。(15/15) <p>(受益者の負担能力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は負担金の支出に同意しており、受益者からも負担金にかかる仮同意は徴集している。また、生産基盤整備に係る所得償還率、0.0162(0.4以下)である。(15/15) <p>(事業推進体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月、各集落の区長や市議会議員を主体とした「伊万里市東部中山間地域総合整備事業推進協議会」を設立し、今後は市やJA、各地域の地域おこしグループとの連携を図り、事業の推進と地域の活性化を図ることとしている。(10/10) <p>(維持管理体制の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水路、農道、集落道、集落排水路は、伊万里市が伊万里市財産規則に基づき管理することとし、防火水槽は地元で管理することで地元の了解を得ている。(10/10) <p>(地権者との調整)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道や集落道路等の拡幅に必要な用地に係る権利(所有権、抵当権等)については、地元から同意を得ている。(5/5) <p>(住民参加活動の有無)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金を活用し、農業者以外の地域住民とともに農道の草刈りや水路の泥上げ等の活動を実施している。(5/5) 	<p>A (100)</p>

	<p>(関係機関との事前調整)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26年12月からH27年1月にかけて、農業用排水路については許可権者との間で、河川協議や地すべり防止区域に関する仮協議を実施しており、また、集落排水路や集落道、防火水槽については、許可権者との間で地すべり防止区域に関する仮協議を実施し、基本的な事項を確認している。文化財協議は、平成27年10月に全体計画の協議を実施しており、事業着手前に個別に協議することとしている。(10/10) <p>(関係法令・基準等との整合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤、生活環境基盤ともに土地改良設計基準等に適合しており、経済的な工法を採用している。(10/10) <p>(採択要件との適合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5法指定地域：半島地域、特定農山村地域 ・林野率50%以上：62.7% ・傾斜1/100以上の農地が50%以上：76.8% ・生産基盤2工種以上：農業用排水施設、農道 ・受益面積60ha以上：147.6ha (10/10) <p>(経済性・効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費は伊万里市内で実施している他地区の工法を参考に算定しており、経済的に妥当なものとなっている。(10/10) 	
--	---	--

評価	AAA	条件等
判断	I	特になし
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
本地区は、伊万里市田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっているが、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。しかし、工事中に配慮すべき動植物の生息が確認された場合は、関係部局と協議し保護移植等の対策を講じる。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
工事実施の際には周辺環境に配慮し、騒音、振動、土砂流失に留意する。 施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。また、建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
再生材の利用促進、建設発生土の再利用促進 施工地の近隣に土場、資材置き場を確保し運搬距離の短縮

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
特になし。

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

本部名 部 名	県土づくり本部	記 入 責任者	農山漁村課	課 長	山口 武彦
			伊万里農林事務所	所 長	泉 秀樹

事 業 区 分	生活関連 産業活性化	事 業 名	地区名等	総事業費	102 百万円
		ため池等整備事業	清水地区		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
伊万里市大川町大字東田代			平成 28 年度	平成32 年度	

事 業 目 的		事 業 内 容	
清水ため池は伊万里市大川町大字東田代に位置し下流域の 9.8ha の水田に農業用水を供給している。しかし、現在の堤体は断面不足の上脆弱化し、堤体全線にわたり洗掘され、取水施設からの漏水が顕著に認められる。洪水吐も狭小であり、満水位までの貯水ができない状況である。決壊すれば農業用施設その他家屋に至るまで多大な被害が予想される。このため被害を未然に防止するため早急に改修を行いたい。		堤体工	L=139m
		取水施設工	N=1 式
		洪水吐工	N=1 式
		法面保護工	A=1,015 m ²
		測量試験費	N=1 式

評価の視点	評価内容	評価
(1)位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・県土づくり本部基本方針1.安全・安心のくらし さが (1) 防災・減災・県土保全に位置づけられている。(10 点/10 点) (防災計画)：「佐賀県水防計画」に警戒を要する施設として位置づけられている。(40 点/40 点) (農業経営の安定)：農業用水が安定確保されることにより、農業生産の維持が見込まれ、農業経営の安定が図られる。(20 点/20 点) (農地・農業用施設への被害防止)：農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される(30 点/30 点) 	A (100)
(2)必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> (明確な必要性)：地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。(20 点/20 点) (機能低下)：機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している。(10 点/10 点) (危険度の判定)：漏水量: 1.0 l/s 以上 (1.24l/s)、変形率: 5 %以上 (5.3 %) (10 点/20 点) (主要施設の老朽度)：ため池整備指針の要改修の判定 (漏水量、変形率) を満たしており、築造又は改修後 40 年を経過し、主要施設の老朽化が激しい。(10 点/10 点) (費用対効果)：費用対効果 (B/C) が 1.0 以上 (B/C: 3.38) (30 点/30 点) (二次被害の防止または軽減)：農業関係のみならず、ため池下流部の公共施設 (河川・道路等) への二次的被害が防止または軽減される。(10 点/10 点) 	A (90)
(3)実施環境	<ul style="list-style-type: none"> (市町村及び受益農家の合意形成)：関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている。(20 点/20 点) (受益者の負担能力)：市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率≤ 0.4 (0.12) (20 点/20 点) (事業推進体制の整備)：事業推進協議会 (水利組合) が設立されている。(10 点/10 点) (維持管理体制の確保)：維持管理について予定管理者の同意が得られている。(10 点/10 点) (関係機関との事前調整)：施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている。(10 点/10 点) (関係法令、基準等との整合)：工法は従来、採用しているものであり妥当性があり、関係法令、基準等に適合している。(10 点/10 点) (採択要件との適合)：事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。(10 点/10 点) (受益面積: 5ha 以上 (9.8ha)) (10 点/10 点) (経済性・効率性)：土地改良事業積算基準、佐賀県設計単価で事業費を適切に算出している。(10 点/10 点) 	A (100)

評 価	AAA	条 件 等
判 断	I 優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
特に保全を要する希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・自然環境課と調整を取りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
旧堤体の掘削土の土質試験を行い流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法の採用 建設副産物の適正処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
再生材の利用促進、発生土の再利用促進を行う。 施工地の近隣に土場・土捨場を確保し運搬距離の短縮を行う。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

本部署名	県土づくり本部	記入	農山漁村課	課長	山口 武彦
部名		責任者	杵藤農林事務所	所長	古賀 由紹

事業区分	生活関連 産業活性化	事業名	ため池等整備事業	地区名等	坊ヶ谷地区	総事業費	85百万円
事業地				着工予定年度	完成予定年度		
杵島郡白石町大字深浦				平成28年度	平成32年度		
事業目的				事業内容			
坊ヶ谷ため池は、下流域の12.4haの水田に農業用水を供給しているが、現在の堤体は浸食され脆弱化しており、洪水吐も老朽化により破損する恐れがあり、洪水時には危険な状況である。 本ため池が決壊すれば、農地や農業用施設、県道、上水道圧送ポンプへの多大な被害が予想されることから、被害を未然に防止するため早急に改修を行う。				堤体工 L=74m 法面保護工 A=1,000㎡ 取水施設工 N=1箇所 洪水吐放水路工 N=1箇所			
評価の視点	評価内容					評価	
(1)位置づけ	・県土づくり本部基本方針1.安全・安心のくらしさが(1)防災・減災・県土保全に位置づけられている。(10点/10点) (防災計画) 「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている。(40点/40点) (農業経営の安定) 農業用水が安定確保されることにより、農業生産の維持が見込まれ、農業経営の安定が図られる。(20点/20点) (農地・農業用施設への被害防止) 農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される。(30点/30点)					A (100点)	
(2)必要性・効果	(明確な必要性) 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。(20点/20点) (機能低下) 機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している。(10点/10点) (危険度の判定) 漏水量:1 $\frac{1}{2}$ ℓ/s以上(2.58 $\frac{1}{2}$ ℓ/s)、変形率:5%以上(6.1%) (20点/20点) (主要施設の老朽度) ため池整備指針の要改修の判定(漏水量、変形率)を満たしており、築造又は改修後40年を経過し、主要施設の老朽化が激しい。(10点/10点) (費用対効果) 費用対効果が(B/C)が1.0以上(B/C:1.39) (30点/30点) (二次被害の防止または軽減) 農業関係のみならず、ため池下流部の公共施設(河川・道路等)への二次的被害が防止または軽減される。(10点/10点)					A (100点)	
(3)実施環境	(市町村及び受益農家の合意形成) 関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている。(20点/20点) (受益者の負担能力) 市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 \leq 0.4(0.07) (20点/20点) (事業推進体制の整備) 牛間田区(水利組合)が推進母体となっている。(10点/10点) (維持管理体制の確保) 維持管理について予定管理者の同意が得られている。(10点/10点) (関係機関との事前調整) 施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている。(10点/10点) (関係法令、基準等との整合) 工法は従来、採用しているものであり、妥当性があり、関係法令、基準等に適合している。(10点/10点) (採択要件との適合) 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。(受益面積:5ha以上(12.4ha)) (10点/10点) (経済性・効率性) 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。(10点/10点)					A (100点)	
評価	AAA		条件等				
判断	I		優先的に事業を実施				

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
特に保全を要する希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には、有明海再生・自然環境課と調整を図りながら、それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
旧堤体掘削土の土質試験を行い、流用が可能かの検討を行う。 排出ガス対策型機械の使用、低騒音・低振動工法を採用する。 建設副産物については、適正な処理を行う。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
再生材の利用促進、発生土の再利用促進を行う。 施工地の近隣に土場・土捨場を確保し運搬距離の短縮を行う。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書(整備系)

本部分 部名	県土づくり本部	記入 責任者	農山漁村課	課長	山口 武彦
			杵藤農林事務所	所長	古賀 由紹

事業 区分	生活関連・産業活 性化	事業名	地区名等	総事業費	328百万円
		農業用河川工作物応 急対策事業	柳瀬地区		
事業地			着工予定年度	完成予定年度	
嬉野市塩田町大字馬場下甲			平成28年度	平成30年度	
事業目的			事業内容		
<p>柳瀬堰は二級河川塩田川に設置している農業用河川工作物であり、塩田川中小河川改修工事により改修された油圧自動倒伏堰施設である。</p> <p>しかし、改修後約36年が経過し、油圧シリンダーに腐食が生じ、ゲートは扉体のたわみ量が許容値を超過している。このまま放置すれば、開閉操作に不具合が生じる可能性があり、洪水被害により下流域の農地、農業施設、公共施設に被害を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、本事業にて早急に改善し、災害を未然に防止する必要がある。</p>			<p>頭首工改修 一式</p> <p>堰本体工 (コンクリート V=817m³)</p> <p>ゲート工 (B16.12×H1.85×2 門)</p> <p>護床工 (護床ブロック N=335 個)</p> <p>仮設工 一式</p>		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	<p>・県土づくり本部基本方針 1.安全・安心のくらしさが(1)防災・減災・県土保全に位置づけられている。(10点/10点)</p> <p>(防災計画)鹿島市が作成する「農業農村整備事業管理計画」に位置づけられている。(20点/40点)</p> <p>(農業経営の安定)堰を改修することにより、受益470haの農業用水が安定確保される。(20点/20点)</p> <p>(農地・農業用施設への被害防止)洪水時における円滑な排水が可能となり、農用地、農業用施設、公共施設の被害が防止される。(30点/30点)</p>				A (80)
(2)必要性・効果	<p>(明確な必要性)堰が倒壊すると農業用水が取水できなくなり、470haの農地に影響を及ぼすため、その解消のために本事業を実施する必要がある。(20点/20点)</p> <p>(機能低下)シリンダー、ゲート、コンクリートに不具合が生じており、その補修は、通常の維持管理の範疇を超え、維持管理費が増大している。(10点/10点)</p>				A (80)

	<p>(危険度の判定) 平成 27 年 8 月に河川管理者より改善命令が出されている。 (10 点/20 点)</p> <p>(主要施設の老朽度) 改修後 36 年が経過し、シリンダーの腐食、ゲートの たわみが生じている。 (0 点/10 点)</p> <p>(費用対効果) 費用対効果(B/C) = 6,666 百万円/511 百万円 = 13.0 で 1.0 以上である。 (30 点/30 点)</p> <p>(二次被害の防止または軽減) 農業関係被害額 1,883 百万円、一般家屋、 公共施設被害額 3,470 百万円であり、農業以外への被害も防止される。 (10 点/10 点)</p>	
(3) 実施環境	<p>(市町村及び受益農家の合意形成) 鹿島市は事業申請に向けた資料作成されてお り、事業実施について、区長、生産組合長等の同意が得られている。 (20 点/20 点)</p> <p>(受益者の負担能力) 鹿島市の事業費負担について市の H28 予算計上予定。 農家負担はない。 (20 点/20 点)</p> <p>(事業推進体制の整備) 事業推進協議会は設立されていない。 (0 点/10 点)</p> <p>(維持管理体制の確保) 整備後は、現状どおり、鹿島市土地改良区が維持管理を行 い、同意が得られている。 (10 点/10 点)</p> <p>(関係機関との事前調整) 文化財協議を H27 に実施しており、該当なしの回答を得て いる。また、河川管理者(杵藤土木事務所)と事前打ち合わせしており、改修の内容 について確認している。 (10 点/10 点)</p> <p>(関係法令、基準との整合) 現状にて不具合が生じている箇所は整備であり、河川管 理施設等構造令に適合する改修計画である。 (10 点/10 点)</p> <p>(採択要件との適合) 工作物の構造が不相当で治水機能が劣っており、事業実施要 綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。 (10 点/10 点)</p> <p>(経済性・効率性) 土地改良事業積算基準、佐賀県設計単価で事業費を適切に算出 している。 (10 点/10 点)</p>	A (90)

評価	AAA	条件等
判断	I	
	優先的に事業を 実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
特になし

○生活環境対策

内 容
施工に当たっては、施工機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音対策等の環境保全対策を講ずる。

○コスト縮減策

内 容
特になし

○その他

内 容
特になし

公共事業新規評価調書(整備系)

本部名	県土づくり本部	記入	農山漁村課	課長	山口 武彦
部名		責任者	唐津農林事務所	所長	溝口 善紀

事業区分	生活関連・産業活性化	事業名	地区名等	総事業費	263百万円
		農業用河川工作物応急対策事業	落合地区		
事業地			着工予定年度	完成予定年度	
唐津市鏡			平成 28 年度	平成 30 年度	
事業目的			事業内容		
<p>落合堰は二級河川半田川に設置している農業用河川工作物であり、半田川河川改修工事により改修された油圧自動倒伏堰施設である。</p> <p>しかし、改修後約 47 年が経過し、自動倒伏バルブ、油圧ユニット・配管等の不具合により堰が自動転倒しない状況であり手動により転倒させている状況である。このままの状況では豪雨時に洪水被害により下流域の農地、農業施設、家屋に被害を及ぼす恐れがある。</p> <p>このため、本事業にて早急に改善し、災害を未然に防止する必要がある。</p>			<p>頭首工改修 一式</p> <p>堰本体工 (コンクリート V=338m³)</p> <p>ゲート工 (B16.00×H0.90×1 門)</p> <p>護床工 (護床ブロック N=199 個)</p> <p>護岸工 (張ブロック A=586 m²)</p> <p>取水施設・操作室工 一式</p> <p>仮設工 一式</p>		
評価の視点	評価内容				評価
(1)位置づけ	<p>・県土づくり本部基本方針 1.安全・安心のくらしさが(1)防災・減災・県土保全に位置づけられている。(10 点/10 点)</p> <p>(防災計画) 唐津市が作成する「農業農村整備事業管理計画」に位置づけられている。(20 点/40 点)</p> <p>(農業経営の安定) 堰を改修することにより、受益 10.4ha の農業用水が安定確保される。(20 点/20 点)</p> <p>(農地・農業用施設への被害防止) 洪水時における円滑な排水が可能となり、農用地、農業用施設、家屋の被害が防止される。(30 点/30 点)</p>				A (80)
(2)必要性・効果	<p>(明確な必要性) 堰が倒壊すると農業用水が取水できなくなり、10.4ha の農地に影響を及ぼすため、その解消のために本事業を実施する必要がある。(20 点/20 点)</p> <p>(機能低下) ゲート、コンクリートに不具合が生じており、その補修は、通常の維持管理の範疇を超え、維持管理費が増大している。(10 点/10 点)</p>				

	<p>(危険度の判定) 頭首工の機能(堰の自動転倒)が不十分で洪水流下の支障となっている。(10点/20点)</p> <p>(主要施設の老朽度) 改修後40年を経過し、鋼製堰や操作室の老朽化が激しい。(10点/10点)</p> <p>(費用対効果) 費用対効果(B/C) = 266百万円/236百万円 = 1.12で1.0以上である。(30点/30点)</p> <p>(二次被害の防止または軽減農業関係被害額242百万円、一般家屋43百万円であり、農業以外への被害も防止される。(10点/10点)</p>	A (90)
(3) 実施環境	<p>(市町村及び受益農家の合意形成) 唐津市は事業申請に向けた資料作成されており、事業実施について、区長、生産組合長等の同意が得られている。(20点/20点)</p> <p>(受益者の負担能力) 唐津市の事業費負担について市のH28予算計上予定。農家負担はない。(20点/20点)</p> <p>(事業推進体制の整備) 事業推進協議会は設立されていない。(0点/10点)</p> <p>(維持管理体制の確保) 整備後は、現状どおり、鏡区が維持管理を行うことで同意が得られている。(10点/10点)</p> <p>(関係機関との事前調整) 文化財協議をH27に実施しており、該当なしの回答を得ている。また、河川管理者(唐津土木事務所)との協議については現時点では未実施で、基本的事項は未確認であるが早急に行う予定である。(0点/10点)</p> <p>(関係法令、基準との整合) 現状にて不具合が生じている箇所の整備であり、河川管理施設等構造令に適合する改修計画である。(10点/10点)</p> <p>(採択要件との適合) 工作物の構造が不相当で治水機能が劣っており、事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。(10点/10点)</p> <p>(経済性・効率性) 土地改良事業積算基準、佐賀県設計単価で事業費を適切に算出している。(10点/10点)</p>	A (80)

評価	AAA	条件等
判断	I	
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
特になし

○生活環境対策

内 容
施工に当たっては、施工機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音対策等の環境保全対策を講ずる。

○コスト縮減策

内 容
特になし

○その他

内 容
特になし

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	2次評価に至らなかった理由
					市町名	旧市町名	町・大字等		位置づけ	必要性・効果	実施環境		
6	ため池	生活関連・産業活性化	ため池等整備事業	屋形原地区	上峰町		堤	堤体工 L=116m	—	—	C	Ⅲ	地元は、平成28年度以降の実施に向けて検討しており、町の事業計画や事業費算定もなく、実施体制が整っていないため。
7	クリーク防災	生活関連	クリーク防災機能保全対策事業	みやき地区	みやき町	北茂安町 三根町	江口外	用排水路工 L=10,000m	—	—	C	Ⅲ	地元は、平成29年度以降の実施に向けて検討しており、町の事業計画や事業費算定もなく、実施体制が整っていないため。
8	ため池	生活関連 産業活性化	ため池等整備事業	鞍谷地区	伊万里市		伊万里町脇田	堤体工L=39m	—	—	C	Ⅲ	地元の合意形成が未了のため
9	海岸保全	生活関連	海岸堤防等老朽化対策事業	馬蛤潟地区	伊万里市		波多津町	樋門の補修（長寿命化対策）	—	—	C	Ⅲ	現在、長寿命化計画策定のため調査を行っていること、及び河川管理者、伊万里市及び地元との調整が必要であるため。